



## 広島県青少年健全育成審議会運営規程(改正後)

(趣旨)

第1条 この規程は、広島県青少年健全育成審議会規則(平成4年広島県規則第7号。以下「規則」という。)第6条の規定に基づき、広島県青少年健全育成審議会(以下「審議会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の招集)

第2条 審議会の会議(以下「会議」という。)の招集は、会議の7日前までに日時、場所及び付議事項を委員へ通知して行うものとする。ただし、緊急の場合はこの限りでない。

2 会長及び副会長が選任されていない場合は、規則第3条第1項の規定に関わらず、知事が会議を招集するものとする。

(代理出席)

第3条 次表左欄に掲げる委員は、会議に出席できない場合、それぞれ同表右欄に定める者を代理人として、会議に出席させることができる。表中の団体は別紙1のとおりとする。

| 委員   | 代理人                           |
|--|-------------------------------|
| 1 広島県青少年健全育成条例(昭和53年条例第2号。以下「条例」という。)第44条第2項第1号に定める委員(学識経験を有する者)のうち、団体等を代表する委員 | 当該委員が委任する当該委員の所属する団体等の役員又は職員  |
| 2 条例第44条第2項第2号に定める委員(関係業界を代表する者)   | 当該委員が委任する当該委員の所属する業界団体の役員又は職員 |
| 3 条例第44条第2項第3号に定める委員(関係行政機関の職員)  | 当該委員が委任する当該委員の所属する行政機関の職員     |

2 前項の代理人を出席させる委員は、別紙2の委任状を会長に提出しなければならない。

(委員以外の出席)

第4条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を述べ、又は説明させることができる。

(会議の公開)

第5条 会議は、原則として公開するものとする。ただし、会長は、会議の公正又は円滑な運営が損なわれるおそれがあると認められるときは、会議の開催に際し公開の制限その他の必要な措置を講じることができる。

2 会議の公開方法及び非公開とする事項に関する方針については、会長が別に定める。

(議事録)

第6条 会長が議事録を調整し、会議の次第を記録する。

2 前項の議事録には、会長及び会長が指名する委員1名が署名しなければならない。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に必要な事項は会長が審議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成26年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年12月16日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年〇月〇日から施行する。

広島県青少年健全育成審議会運営規程第3条第1項関係  
該当団体等一覧

| 団 体 名                       |
|-----------------------------|
| 広島県少年補導協助員連絡協議会連合会          |
| 広島県PTA連合会                   |
| 広島県興行生活衛生同業組合               |
| 広島県書店商業組合                   |
| 福山市市民局まちづくり推進部 若者・くらしの悩み相談課 |
| 広島市子ども未来局子ども青少年支援部 青少年育成担当  |

広島県青少年健全育成審議会運営規程第3条第2項関係

委 任 状

年 月 日

広島県青少年健全育成審議会会長 様

広島県青少年健全育成審議会委員

所属・役職名 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

私は、次の者を代理人と定め、 \_\_\_\_\_ 年 月 日開催の広島県青少年健全育成審議会における委員としての権限を委任します。

【 代 理 人 】

住 所 \_\_\_\_\_

所属・役職名 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_